

最終更新日:2016年5月12日

株式会社ダイキアクシス

代表取締役社長 大亀 裕

問合せ先:経営管理本部 TEL:089-927-2222

証券コード:4245

<http://www.daiki-axis.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

グローバル企業として企業価値を向上させ、当社の株主をはじめ従業員、取引先、地域社会等のすべてに対し社会的責任を果たしていくため、コーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠であると認識しており、その基本は「迅速で効率的な事業運営」「内部統制体制の整備・改善」ならびに「透明性の確保」であると考えております。

また、コンプライアンス(法令遵守)の強化及び定着化の推進並びに決算情報及び重要な経営情報等のタイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを行い、経営の透明性を高め、市場との信頼関係構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用等】

当社では、今後の株主構成等も鑑み、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備および海外株主向けの英文による招集通知の提供等については、今後ますます必要になると認識しております。

具体的には、海外投資家の比率20%をメドに議決権電子行使プラットフォームおよび招集通知の英訳を検討いたします。

【原則3-1-3 情報開示の充実 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

取締役および監査役の報酬額は、取締役全員および監査役全員の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、当社の一定の基準に基づき計算の上、取締役会で決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、報酬決定に関する具体的方針と手続の開示については、今後の検討課題といたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社では、英語での情報開示は海外投資家の比率20%をメドに進めてまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社では、後継者の計画を重要課題と捉え、取締役会を通じて適切な対応を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の分析・評価、結果の概要開示】

当社では、社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映させています。

今後は、毎年、各取締役による自己評価ならびに社外取締役の意見を踏まえ、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その概要の開示等について検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合、取引先との良好な関係の構築、事業の円滑な推進および当社の企業価値の向上を前提としております。

また、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証し、必要性が認められなくなった場合には売却を進めてまいります。

なお、政策保有株式の議決権行使にあたっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することはせず、事業上の関係や協業の状況を踏まえ、当社企業価値の維持・向上を図るという観点から個別に議案内容を検討し、適切に対応いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者取引を行う場合、その取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を生じさせないよう、取引条件や取引条件の決定方針を定め、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

また、その取引については四半期毎に取締役会で審議し決議しております。

なお、該当する役員を特別利害関係人として当該審議および決議の定足数から除外しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下の情報発信をいたします。

1 経営理念、経営戦略および中期経営計画は、当社ホームページ等にて開示いたします。

2 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた基本的な考え方については、当社ホームページ等にて開示しております。

3 取締役および監査役の報酬額は、取締役全員および監査役全員の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、当社の一定の基準に基づき計算の上、取締役会で決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、報酬決定に関する具体的方針と手続の開示については、今後の検討課題といたします。

4 次期取締役および監査役候補者の選任に係る方針は特に以下について考慮するとともに、人格等を総合的に判断し、指名を行っております。

(1) 取締役候補

- 当社の経営理念に基づき、当社のみならず当社を取り巻く社会の発展に貢献することを期待できる者
- 管掌部門のみならずグループ全体の利益を考え、行動できる者
- 法令および企業倫理の遵守に徹する見識を有する者

(2) 監査役候補

- a 当社の経営理念に基づき、法令および定款違反の未然防止の観点も含め、中立かつ客観的な視点で取締役の職務執行を監査・意見表明することができる者
 - b 監査に対する知識の向上に努めることのできる者
- (3) 社外役員候補
- a 東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、経営、法務、財務および会計等に豊富な知識と経験を有している者
 - b 存在する課題の把握に努め、一般株主利益への配慮がなされるよう、経営陣に対して意見表明や指導を行うことのできる者
- 5 取締役会における全役員の選任理由は株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会は、経営上の重要事項の意思決定および業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性および公正性等について適宜検討し、法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項を決定することとしております。

経営会議においては、取締役会で決議された事項を実行する為のより詳細な決定や予算の消化推進状況および予実差異分析報告等を行っております。また、経営状況、業務執行上の問題点および各部門間のけん制機能等について把握に努めております。なお出席者については、取締役のほか、監査役および議題に応じて適宜出席が必要な者（関連所属長、子会社役員等）としております。

それら概要については、有価証券報告書にて開示しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役2名は、公認会計士1名、他社役員・海外勤務経験者1名で構成され、それぞれ、豊富な経験と倫理的価値観を兼ね備えた人物であり、取締役会においては独立した中立的な立場で発言することを可能としております。

なお、「3分の1以上の独立社外取締役の選任」に関する必要性について、現時点では認識しておりませんが、当社の更なるグローバル展開、多角化経営の展開等にて今以上多くの助言が必要であると認識した場合、積極的に検討すべき事項であると認識しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。そして、この基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役会は、取締役15名以内、監査役5名以内で構成することとしております。

また、「原則3-1 情報開示の充実」に記載に沿った選定とし、取締役の内2名以上は社外取締役、監査役の内2名以上は社外監査役とする事を基本的な考えとしております。

社外役員については、「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況】

当社の取締役および監査役は、個々の時間・労力が当社業務に専念できるよう、当社グループ以外の他の上場会社（他の上場会社グループ含む）の役員兼務を適切に配慮することとしております。

なお、兼務の状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、開示を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の分析・評価、結果の概要開示】

当社では、社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映させています。

今後は、毎年、各取締役による自己評価ならびに社外取締役の意見を踏まえ、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その概要の開示等について検討いたします。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、全役員を対象とし、各自の役割および責任を果たすための必要な知識習得等に努めるよう、各種研修および調査等に係る費用を会社が支援し、各自のレベルアップをサポートしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営管理本部長を情報開示担当役員として選任するとともに、経営企画課をIR担当部署としております。

株主との建設的な対話促進するに当たり、情報開示担当役員が経営企画部および総務部等の掌握と部署間連携を図っております。

会社説明の場として、アナリスト・機関投資家に対しては、年数回の説明会を開催するとともに個別のミーティング実施しております。また、個人投資家に対しても、年数回の説明会を開催し、当社に対する理解向上を図るとともに、個別の意見や要望を汲み取ることとしております。なお、いずれも代表取締役社長や情報開示担当役員が直接説明することとしております。

IR結果については、随時情報開示担当役員を通して取締役会へ報告しております。

株主との対話に当たっては、株主間の平等を図るため、各種説明会やミーティング等を問わず情報開示していない業績変動やその他株価に影響を与える重要な情報については一切提供しないこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社YOUプランニング	2,070,000	33.36
株式会社伊予銀行	300,000	4.83
株式会社愛媛銀行	240,000	3.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	183,200	2.95
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	162,700	2.62
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	123,300	1.98
ダイキアクシス従業員持株会	103,300	1.66
三甲株式会社	79,600	1.28

小島 勝人	66,000	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	64,100	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
出縄 良人	公認会計士											
御手洗 徹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出縄 良人	○	出縄公認会計士事務所 所長 株式会社出縄&カンパニー 代表取締役 DANベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役	公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社財務戦略活動全般に活かしていただけることを期待し、選任しております。 なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
御手洗 徹	○	――	長年に亘る銀行業務および海外での勤務経験等により幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、選任しております。 なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。

		また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、相互に連携しており、監査の状況及び監査計画について、随時情報・意見交換を行っております。監査において改善事項があった場合は、内部監査部門及び監査役はそれぞれ改善事項の確認など、フォロー監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松浦 侃	他の会社の出身者													
野村 靖記	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦 侃	○	――	長年にわたり地方行政へ関わるとともに様々な業務経験を有し、その知識・経験に基づいた監査機能を発揮していただけることを期待し、選任しております。 なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利

			益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
野村 靖記		松山総合開発株式会社 代表取締役社長	長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する高い知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけることを期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬・賞与については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会の決議により決定することとしております。また、長期インセンティブとして、業績連動型の株式報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明	

2015年12月期における取締役(社外取締役を除く)に対する報酬の総額は273百万円、監査役(社外監査役を除く)に対する報酬の総額は7百万円、社外役員に対する報酬の総額は7百万円であります。
なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

株主総会にて報酬総額が承認されます。取締役の個別の報酬については、定款の定めにより取締役会にその決定を委ねており、取締役会は議長にその権限を委譲しております。議長は役員報酬規程に従い、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは置いておりませんが、経営管理本部を窓口として職務遂行をサポートしております。
社外取締役に対しては、必要な会社情報の入手手続及び取締役会議案の説明などを実施しております。
社外監査役に対しては、取締役会の招集時に議案及び参考資料等を適宜提供しており、議案によっては補足説明を実施しております。また、監査役会の事務局として、参考資料の準備等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)
会社の意思決定機関であります取締役会は、常勤取締役9名及び非常勤取締役3名の計12名で構成されており、毎月1回開催する定例取締役会に加え、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

なお、経営の責任を明確にするため取締役の任期を1年とし、毎年株主の皆さまによる信任の機会を設け、緊張感を持った経営を行っております。

（監査役会）

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役は、取締役会などの重要な会議に出席しているほか、監査計画に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。監査役3名については、うち2名を社外監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席する等、経営に対する監視機能の強化を図っております。

（経営会議）

重要な会議体として経営会議を設置しており、取締役会で決議された事項を実行するためのより詳細な決定や、予算の消化進捗状況及び予実差異の分析報告等を行っております。また、経営状況、業務遂行上の問題点そして各部門間の牽制機能等について把握に努めております。経営会議は毎月取締役会終了後に開催され、取締役のほか、監査役及び議題に応じて適宜出席が必要な者(事業部長、子会社取締役等)が参加することで、より迅速で効率的な事業運営の実現とグループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の充実を目指しております。

（総合リスク対策委員会）

リスク及び法令違反については、第一次的には各部門において対応いたしますが、各部門において対応が困難である場合、又は全社的に考えるべきリスク及び法令違反については、代表取締役社長に報告され、代表取締役社長の判断により総合リスク対策委員会に報告され、審議されます。

総合リスク対策委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図るため、取締役会の直属機関として設置しております。総合リスク対策委員会では代表取締役社長が委員長であり、取締役、その他委員長に指名された者が委員となっています。

また、監査役、内部監査室長及びその他委員長に指名された者をオブザーバーとしています。原則年4回、さらに必要に応じて随時開催され、リスク管理に関する方針、施策及び制度に関する事項や、コンプライアンス違反等に関する相談・通報・調査結果、事故・クレームの発生状況、その他リスク管理に関する当社の現況・問題点及び新たなリスク要因の検討について審議しております。

（会計監査人）

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく監査のほか、会計上の課題について随時協議を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月に発送する第11回定時株主総会招集通知は、法定期日前となる3月7日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、本社会議室で実施しております。
その他	・総会終了後、事業に関する説明の場を設け、株主とのコミュニケーションを図っております。 ・平成28年3月25日開催の第11回定時株主総会招集通知は、発送日に先立ち当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針である「ディスクロージャーポリシー」を作成しており、ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催し、代表取締役及び担当役員が出席の上、決算内容、次期見通し及び今後の事業方針等について説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催し、代表取締役及び担当役員が出席の上、決算内容、次期見通し及び今後の事業方針等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報ページを設け、決算短信/決算説明会資料/株主総会招集通知・決議通知を掲載する他、適時開示資料やニュースリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部経営企画課としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念に則った「ダイキアクシス企業行動規範」を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ダイキアクシス企業行動規範」のなかで、「4. 株主、従業員はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」と規定しております。具体的には、当社ホームページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「ダイキアクシスは、明るく・元気に・前向きな一流専門家集団として住環境を守り、社員の生活向上及び社会の発展に貢献する」を経営理念とし、ステークホルダーに対する社会的責任を果たすべく、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制基本方針を決議しましたが、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法および改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制基本方針の一部改定を決議いたしました。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程とともに、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、コンプライアンス全体を統括する組織として、「総合リスク対策委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、総務部で統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。これらの活動は定期的に取り締り会および監査役に報告されるものとする。

また、コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行うこととする。

監査役は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報については保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、各事業部門がリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

当社および子会社は、リスク管理全体を統括する組織として「総合リスク対策委員会」を設置し、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長として「総合リスク対策委員会」を開催し、統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

業務運営については、年度予算、中期経営計画の策定を行い、全社的な目標を設定する。各事業部門は、その目標達成のため、具体策を決定、実行する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、総合リスク対策委員会がグループ会社全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。なお、経営管理については、経営基本方針を定め関係会社管理規程に従い、経営企画部が子会社の状況に応じて必要な管理を行い、子会社より定期的および随時に報告を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、経営管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査役に委譲され、人事異動等に関しても、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの指揮命令を受けない形で独立性を確保する。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等に対して報告を求めることができることとする。監査役に報告を行ったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護する。

また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとる。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要なと認められる費用の支出にあたっては、当社が負担し、その費用については、速やかに支払うものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長、代表取締役副社長との間の定期的な意見交換会を設定する。会計監査人とも緊密な連携を保ち実効性を確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を設置し、代表取締役社長を長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

(イ) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

a 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

b 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(ロ) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

a 反社会的勢力の排除を推進するために総務部を所管部署とし、また、各支店に不当要求対応の責任者を設置する。

b 「反社会的勢力排除規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

- c 「反社会的勢力対応マニュアル」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
- d 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- e 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- f 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密な連携関係を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ・取締役会を15回開催し、経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・監査役会を15回開催し、監査方針および監査計画を協議決定し、計画に基づいた監査を実施しております。また、重要な社内会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。
- ・内部監査、財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査計画に基づき実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、「上記1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（11）」に定めるとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

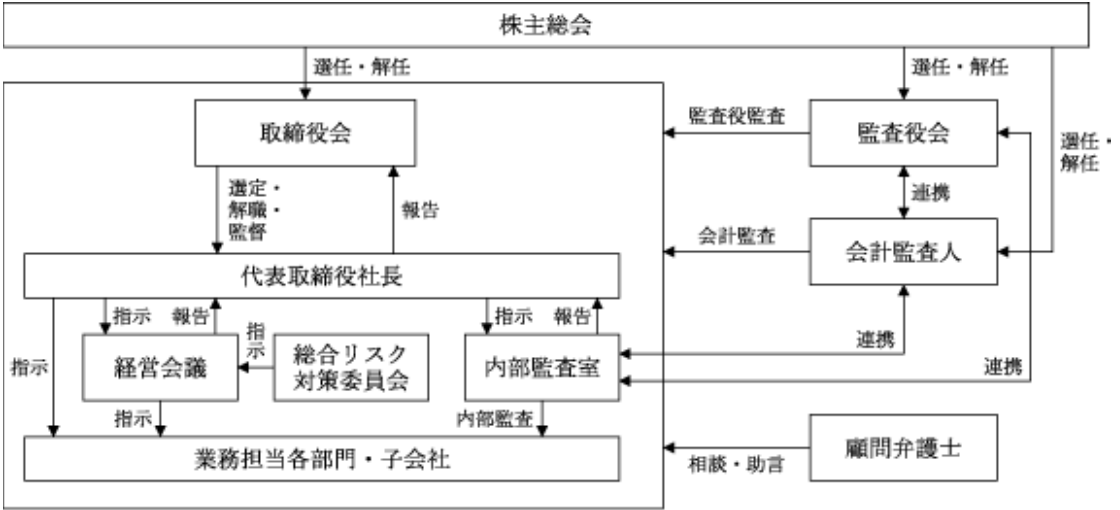
【適時開示体制の概要】

当社は、適時適切な情報開示はコーポレート・ガバナンスの重要な要素のひとつと認識し、必要に応じて迅速な情報開示に努めております。また、情報開示は株主への重大な責務であると考え、決算情報はもとより業績に多大な影響を与える恐れのある事項については、迅速な開示を行っております。

情報開示は、金融商品取引法等の関係法令及び有価証券上場規程に定める適時開示の規定に従い、社内における手続きを経て「透明性」「公平性」「継続性」「適時性」を基本として迅速に行っております。

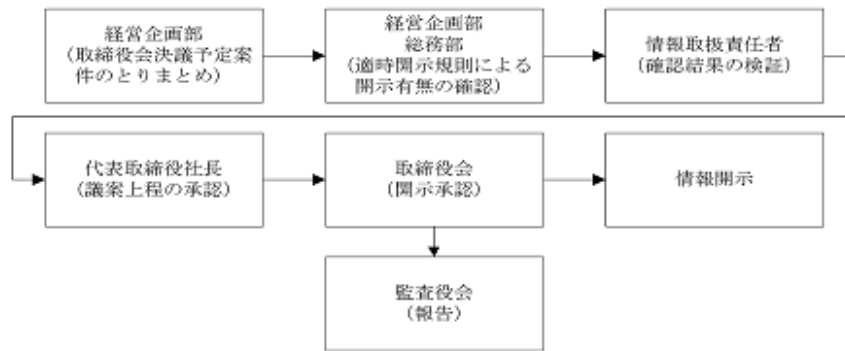
また、法令等の要件に該当しない場合であっても、株主、投資家の業績の予測等の判断に有用であると判断した場合においては、当社の判断で情報開示を行っております。

なお、これらの開示した情報は、速やかに当社ウェブサイトに掲載いたします。

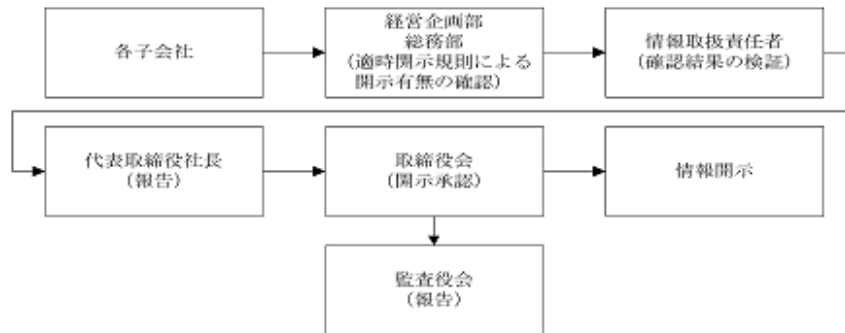


【適時開示体制の概要模式図】

a 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



b 子会社の決定事実に関する情報



c 当社グループに係る発生事実に関する情報

